

貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	837,149	固 定 負 債	416,098
有 形 固 定 資 産	628,771	社 債	229,660
製 造 設 備	113,988	長 期 借 入 金	115,091
供 給 設 備	348,326	退 職 給 付 引 当 金	65,964
業 務 設 備	94,156	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	1,592
附 帯 事 業 設 備	2,777	そ の 他 固 定 負 債	3,790
休 止 設 備	1,532	流 動 負 債	164,873
建 設 仮 勘 定	67,990	1年以内に期限到来の固定負債	22,413
無 形 固 定 資 産	5,272	買 掛 金	9,634
特 許 権	0	未 払 金	21,725
借 地 権	2,863	未 払 費 用	45,505
そ の 他 無 形 固 定 資 産	2,408	未 払 法 人 税 等	13,077
投 資 等	203,105	前 受 金	8,425
投 資 有 価 証 券	43,791	預 り 金	2,729
関 係 会 社 投 資	73,850	関 係 会 社 短 期 債 務	14,400
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	37,897	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	24,000
出 資 金	101	そ の 他 流 動 負 債	2,962
長 期 前 払 費 用	4,303	負 債 合 計	580,971
繰 延 税 金 資 産	32,945	資 本 の 部	
そ の 他 投 資 金	11,240	資 本 金	132,166
貸 倒 引 当 金	1,025	資 本 剰 余 金	19,482
流 動 資 産	135,772	資 本 準 備 金	19,482
現 金 及 び 預 金	15,305	利 益 剰 余 金	256,637
受 取 手 形	788	利 益 準 備 金	33,041
売 掛 金	63,070	特 定 資 産 買 換 等 圧 縮 積 立 金	224
関 係 会 社 売 掛 金	5,050	特 定 ガ ス 導 管 工 事 償 却 準 備 金	2,289
未 収 入 金	14,388	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	6,227
製 品	86	原 価 変 動 調 整 積 立 金	89,000
原 料	7,253	別 途 積 立 金	62,000
貯 蔵 品	10,391	当 期 未 処 分 利 益	63,853
関 係 会 社 短 期 債 権	4,568	(当 期 利 益)	(25,453)
繰 延 税 金 資 産	8,615	株 式 等 評 価 差 額 金	4,802
そ の 他 流 動 資 産	6,851	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,802
貸 倒 引 当 金	598	自 己 株 式	21,104
繰 延 資 産	32	自 己 株 式	21,104
社 債 発 行 差 金	32	資 本 合 計	391,983
資 産 合 計	972,954	負 債 ・ 資 本 合 計	972,954

(注)1.重要な会計方針

(1)有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(2)有価証券の評価は、次によっております。
子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの 時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(3)製品の評価は、総平均法による原価法、原料および貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法によっております。

(4)重要な引当金の計上は、次によっております。

退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見積額を、次回修繕までの期間に配分計上しております。

(5)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(1)当期から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」を適用しております。これによる当期の損益に与える影響はありません。なお、ガス事業会計規則の改正により、資本の部については、改正後のガス事業会計規則によっております。

(2)当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」を適用しております。
なお、この基準の適用に伴い、従来の方法により算定した場合と比較して、1株当たりの当期利益は3銭減少しております。

- 有形固定資産の減価償却累計額 1,477,467百万円
- 関係会社投資のうち子会社株式 43,865百万円
- 関係会社に対する金銭債権・金銭債務のうち子会社に対するものは、次のとおりであります。
長期金銭債権 62,188百万円
短期金銭債権 9,240百万円 短期金銭債務 13,743百万円
- 重要な外貨建資産
関係会社投資 10,008百万円(162,131千豪ドルおよび450千英ポンド)
- ガスホルダー修繕引当金は、商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
- 保証債務 8,445百万円
社債および借入金の債務履行引受契約等に係る偶発債務 121,454百万円
- 1株当たりの当期利益 10円77銭
- 商法第290条第1項第6号に規定する純資産額 4,802百万円

損益計算書

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

(単位:百万円)

費		用	収		益
営業	売上原価	198,418	製品売上	569,260	
	期首たな卸高	87	ガス売上	569,260	
	当期製品製造原価	199,947			
	当期製品仕入高	0			
	当期製品自家使用高	1,530			
	期末たな卸高	86			
	(売上総利益)	(370,842)			
	供給販売費	244,554	営業雑収益	127,545	
	一般管理費	70,885	受注工事収益	35,414	
	(事業利益)	(55,403)	器具販売収益	91,827	
営業雑費用	124,812	その他営業雑収益	303		
受注工事費用	34,112	附帯事業収益	25,433		
器具販売費用	90,699				
附帯事業費用	17,102				
(営業利益)	(66,468)				
営業外	営業外費用	19,772	営業外収益	7,481	
	支払利息	1,505	受取利息	458	
	社債利息	2,777	有価証券利息	55	
	社債発行差金償却	1	受取配当金	1,142	
	社債発行費償却	201	賃貸料収入	1,657	
	投資有価証券評価損	7,749	雑収入	4,167	
	関係会社投資有価証券評価損	4,361			
	雑支出	3,175			
	(経常利益)	(54,177)			
	特別損	特別損失	13,647	特別利益	285
固定資産売却損		456	固定資産売却益	285	
固定資産圧縮損		232			
早期退職費用	12,958				
(税引前当期利益)	(40,816)				
法人税等	14,400				
法人税等調整額	963				
当期利益	25,453				
合計	730,007	合計	730,007		
当期利益		25,453			
前期繰越利益		45,504			
中間配当額		7,104			
当期未処分利益		63,853			

(注)子会社との取引高
 売上高 14,886百万円
 仕入高 73,865百万円
 営業取引以外の取引高 11,017百万円

利益処分案

当期未処分利益	63,853,410,513円
特定ガス導管工事償却準備金取崩し	306,306,919円
海外投資等損失準備金取崩し	4,385,918円
合計	64,164,103,350円

これを次のとおり処分いたします。

利益配当金	6,891,984,132円
(1株につき3円00銭)	
取締役賞与金	60,000,000円
次期繰越利益	57,212,119,218円

- (注)1 平成14年12月6日に7,104,246,042円(1株につき3円00銭)の中間配当を実施いたしました。
- 2 特定ガス導管工事償却準備金と海外投資等損失準備金の取崩し額は、租税特別措置法の規定に基づくものであり、税効果相当分調整後の金額により表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年4月25日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員 公認会計士 間 処 秀 一 ㊞
 関与社員
 代表社員 公認会計士 米 林 彰 ㊞
 関与社員
 関与社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第185期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第185期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。
- (3) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人朝日監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年4月28日

大阪瓦斯株式会社 監査役会

監 査 役(常勤) 土 山 淑 郎 ㊞
 監 査 役(常勤) 安 橋 興二郎 ㊞
 監 査 役(常勤) 日 笠 敬 三 ㊞
 監 査 役 島 田 禮 介 ㊞
 監 査 役 金 森 順次郎 ㊞

(注) 監査役 島田 礼介及び監査役 金森順次郎は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上